

令和8年度

# 飼い主のいない猫の 不妊去勢手術費に補助します

## 人と飼い主のいない猫が共生できる社会を目指し 不妊去勢手術費用の一部を補助しています!!

■ 飼い猫や犬に対する不妊去勢手術費や、不妊去勢手術費以外の経費は補助対象外です。

### ○ 「飼い主のいない猫」とは

特定の飼い主がなく市内に生息している猫ことをいいます。

酒田市では、飼い主のいない猫（野良猫）の問題を解決するため、不妊去勢手術を施し、これ以上不幸な猫をつくらせず、猫の遺棄を防止することなど、今いる猫が寿命を全うでき人と猫が安心して暮らせる共生社会を実現するため、不妊去勢手術費用の一部を助成しています。



### ○ 補助金を申請できる方は

- ・ 酒田市内に在住している方
- ・ 自治会・町内会
- ・ 前年度に猫の保護活動を行った実績のある団体

### ○ 補助対象経費・補助限度額

補助対象経費	補助限度額	補助条件
飼い主のいない猫 に対する 不妊去勢手術費用	不妊手術費用 20,000 円/匹 (上限) 去勢手術費用 10,000 円/匹 (上限)	■ 「飼い主がいない」ことを確認するための <b>確認書を提出</b> すること ■ 手術したことが <b>外見から確認</b> できるように <b>識別処置</b> （耳カット等）すること など

### ○ 補助を受けるには**手術を行う前に申請書を提出することが必要**です。

※環境衛生課へ事前の相談をお願いします。

### ○ 申請は令和8年度予算の範囲内で受け付けます。

### ○ 酒田市環境衛生課（酒田市広栄町）で受け付けています。

◇ 詳しい補助条件などについては下記までご連絡ください。

◇ 本市で動物病院への紹介は行っていません。

◇ 飼い主のいない猫の捕獲は、申請者ご自身でおこなってください。（市での捕獲は行いません。）

### ○ 不妊去勢手術を受けることを目的に、猫を捕獲するための捕獲器を貸し出しています。

貸出条件・方法については下記までお問い合わせください。

申請書は市ホームページ  
よりダウンロードできます



問い合わせ先

TEL 0234-31-0933

酒田市広栄町 3 丁目 133 番地  
酒田市環境衛生課

## 【概要】補助から交付までの流れ

補助の要件	酒田市内在住者、自治会、申請年度の前年度に猫の保護活動を行った実績のある団体で、 <b>次の要件全てに該当すること</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・不妊去勢手術を行う猫（以下「対象猫」という。）が、“飼い主のいない猫”であることを証明できること</li><li>・対象猫に不妊去勢手術及び識別処置（耳カット等）を受けさせること</li><li>・申請するものが市税等を滞納していないこと</li></ul>
-------	--

補助の対象	【補助区分】 不妊手術費用 20,000 円/匹（上限） 去勢手術費用 10,000 円/匹（上限） ※上限額に満たない場合は、その額とします。ただし、手術費以外の経費が含まれる場合は、その額を除きます。
-------	---

①申請の手続き	<b>■手術前に申請書を市役所へ提出</b> ◎対象となるか確認のため、環境衛生課へ事前の相談をお願いします。 【申請受付】・予算の範囲内で随時受付しています。 【申請書類】・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金申請書（様式第 1 号） <ul style="list-style-type: none"><li>・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金確認書（様式第 2 号）</li><li>・猫の保護活動団体前年度実績報告書（様式第 3 号）※猫の保護団体のみ必要</li><li>・事業計画（実績）書・収支予算（精算）書（様式第 4 号）</li></ul>
---------	---

②交付決定	市は、申請書類を審査し、申請者へ決定通知書を送付します。（ <b>交付決定日以降に手術実施</b> ）
-------	---

(変更交付申請)	<b>■次に該当する場合は、変更交付申請を行う必要があります。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助申請を取り下げる場合（手術を取りやめる場合）</li><li>・補助金の額が変更となる場合（補助対象経費の 20%以内の減額の場合は除外します）</li></ul> 【申請時期】増額や減額の見込みが明らかになった時点 【申請書類】補助事業等変更申請書（規則様式第 4 号）
----------	--

③実績報告	<b>■手術終了後、速やかに実績報告書を市役所へ提出</b> 【報告期限】手術が終了した日から 30 日以内 【報告書類】・事業計画（実績）書・収支予算（精算）書（様式第 4 号） <ul style="list-style-type: none"><li>・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第 5 号）</li><li>・不妊去勢手術後の対象猫が確認できる写真（識別処置を実施すること）</li><li>・不妊去勢手術を実施した動物病院が発行した領収書等又はその写し</li></ul> ※領収書の写しがない経費は、支出の事実を確認できないため補助対象外
-------	---

④補助額の確定	市は、報告書類を審査し、補助金交付額確定通知書を報告者へ送付します。
---------	------------------------------------

⑤補助金の交付	<b>■確定した補助金の交付額の請求書を市役所へ提出</b> 【請求時期】補助金の交付額確定通知書が届いたら速やかに 【提出書類】市請求書 ※請求書様式は補助金の交付額確定通知書に同封します。
---------	--

« 注意事項 »	<b>①申請書を提出する前に支払った経費は、補助金の対象となりません！！</b> <b>②識別処置が確認できない場合、補助金は交付されません。</b> <b>③補助金の交付決定が取り消され、返還を命じられることがあります。</b> 識別処置の不実施の隠匿や、その他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、酒田市補助金等交付規則 17 条に基づき補助金の交付決定が取り消され、同規則 18 条の規定により補助金の返還が命じられます。
----------	--